

大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事業者における事故報告及び事故報告への対応に関するガイドライン

第1（目的）

このガイドラインは、秋田県の「介護保険事業者における事故報告の取り扱い要領」（以下「県要領」という。）に基づく指定事業所・施設（以下「事業所等」という。）において事故が発生した場合における介護保険指定事業者等から保険者である大曲仙北広域市町村圏組合（以下「当組合」という。）への報告及び事故報告への対応に関する取り扱いを定め、事故の速やかな解決並びに再発防止を図るとともに、利用者および入所者（以下「利用者」という。）に対するサービスの質の向上及び事業所等の適切な運営に資することを目的とする。

第2（報告に対する保険者の対応）

- （1）必要に応じて事業者への調査及び指導を行うとともに利用者に対し、事実確認等を行うなど保険者として必要な対応を行う。
- （2）当組合に指定権限のあるサービス事業者の報告について、基準違反のおそれがある場合は、状況を確認のうえ必要な対応を行う。
- （3）事故報告を組合構成市町へ連絡する。
- （4）事故報告を取りまとめ、その内容及び結果について分析し、対応方法に関する議論及び検証を行う。
- （5）事故報告結果、再発防止策及び事故防止のための好事例等について、集団指導、各種研修会及び組合ホームページへの掲載等を通じて周知し、圏域内事業所と共有する。
- （6）消費者安全法（平成21年法律第50号）に規定する消費者事故等について、同法等に基づき厚生労働省老健局総務課へ通知する。なお、当該情報の機密性について、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項に規定する公益通報又は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第2号に規定する不開示情報に該当する場合は、その旨を付記する。

第3（その他）

このガイドラインに定めがないものについては、県要領に定めるところによる。

附 則

このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和4年9月1日から施行する。

